平成２４年（フ）第１７２号
群馬県前橋市三俣町２丁目９番地４　吉田ビル303号
債務者　吉本　福実（旧姓瀬川）
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１７４号
群馬県前橋市下増田町1173番地４
債務者　須永　利香
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１８０号
群馬県伊勢崎市曲輪町23番５号
債務者　渋沢　直之
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１８１号
群馬県前橋市上大島町229番地10
債務者　渡邉　陽子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１８９号
群馬県伊勢崎市西久保町２丁目1420番地
サービスハウス縁
債務者　柳谷　ハル
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２５７号
相模原市緑区川尻4538番地３
債務者　國吉　冷子
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２６３号
神奈川県座間市入谷４丁目2690番地の48　ルアナテラス201号
債務者　榎本　直子
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２６６号
神奈川県座間市相武台１丁目6066番地　コーポふじ203号
債務者　竹之内富美
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第７４号
岐阜県中津川市駒場1666番地の3353
債務者　長瀬　政彦
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第５４７号
京都市左京区一乗寺才形町35番地の３
債務者　平田　千裕
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６６１号
京都府城陽市富野南垣内77番地
債務者　臼井　孝彦
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６７７号
京都市伏見区村上町394番地　グラン・コート伏見桃山大手筋Ⅱ101号
債務者　塚田　　敏
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７０４号
京都市東山区八坂鳥居前東入円山町官有地
債務者　安田英昌こと　鄭　　英昌
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７０５号
京都市東山区八坂鳥居前東入円山町官有地
債務者　安田春美こと　鄭　　春美
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７０８号
京都府長岡京市馬場六ノ坪25番地22　クロダマンション101
債務者　石田　真治
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７４５号
京都府長岡京市奥海印寺下条３番地　シャンテ長岡201
債務者　小松　友和
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７６４号
京都市下京区西七条南中野町61番地３
債務者　井上　貞子
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４５６号
大阪府富田林市別井５丁目６番36号
債務者　田中　綾子
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係